## 1. 変更日

2024年3月1日

# 2. 変更箇所

# 第1条第1項

現行	当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによる					
	ものとし、この約款に定めのない事項については、日本国の法令又は一般に確立された慣習によるものと					
	します。					
変更後	当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによる					
	ものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)					
	又は一般に確立された慣習によるものとします。					

## 第1条第2項

現行	当ホテルと宿泊客が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に合意したときは、前項の規定にかかわらず、						
	その特約が優先するものとします。						
変更後	<u>当ホテルが、</u> 法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が						
	優先するものとします。						

# 第2条第1項

現行	当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。					
	(1)宿泊者名及び電話番号(又は携帯電話番号)					
	(2)宿泊日及び到着予定時刻					
	(3)宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)					
	(4)その他当ホテルが必要と認める事項					
変更後	当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。					
	(1) 宿泊者名					
	(2) 宿泊日及び到着予定時刻					
	(3) 宿泊料金(原則として別表第1による。)					
	(4) その他当ホテルが必要と認める事項					

# 第3条第2項

現行	前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限				
	度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。				
変更後	前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込				
	金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。				

# 第4条の2の追加

追加内容	(施設における感染防止対策への協力の求め)						
	第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第						
	1項の規定による協力を求めることができます。						

### 第5条

現行	当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じ	ないことがあります。
----	------------------------------	------------

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められると
- き。(東京都旅館業法施行条例)
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10)宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (11)過去に第7条の適用を受けた者であるとき。
- (12)その他、前各号に準ずる場合で、当ホテルが宿泊契約の締結に応じない相当な理由があると認められるとき。

#### 変更後

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。<u>ただし、本項は、当</u>ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (10) 東京都旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (11) その他、前各号に類似する場合で、当ホテルが宿泊契約の締結に応じない相当な理由があると認められるとき。

### 第5条の2の追加

追加内容

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

#### 第6条第4項の追加

追加内容

当ホテルは、当ホテルが指定する宿泊プラン等の商品に関する宿泊契約及び特定日における宿泊契約の解除の場合には、本条第2項の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

#### 第6条第5項の追加

追加内容

当ホテルは、当ホテルが指定する特定の団体との宿泊契約における解除については、別途違約金を定める ことがあります。

### 第7条

現行

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)当ホテルが期限を定めて第 2 条第 1 項の事項の申し出を求めた場合において、期限までにそれらの事項の申し出がないとき。
- (2)第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (3)宿泊客が第 12 条第 2 項による支払いを行わないとき。
- (4)宿泊客が第8条第1項の求めに応じないとき。
- (5)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に 反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (6)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- 口 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (7)宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(東京都旅館業法施行条例)
- (8)宿泊客が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(東京都旅館業法施行条例)
- (9)宿泊客が従業員、清掃員·ナイトマネージャーなど受託者(以下、「従業員等」という。)に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10)宿泊客が、泥酔等により、従業員等に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (11)宿泊契約の申込みの人数より多く宿泊又は利用しようとしたとき。
- (12)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (13)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (14)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (15)客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則に従わないとき。
- (16)宿泊に関し特別の負担を求められたとき。

- (17)過去に本条の適用を受けた者であることが判明したとき。
- (18)その他、前各号に準ずる場合で、当ホテルが契約解除を行うに相当な理由があると認められるとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### 変更後

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。<u>ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。</u>

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると 認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (6)宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (7)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8)東京都旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (9)客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルかが定める利用規則に従わないとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 第7条の2の追加

#### 変更後

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

### 第8条第1項

## 現行 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号(又は携帯電話番号)及び職業
- (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3)出発日及び出発予定時刻
- (4)その他当ホテルが必要と認める事項

### 変更後

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
- (3)その他当ホテルが必要と認める事項

#### 第8条第2項の追加

追加内容

<u>.</u>宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していたただきます。

### 第8条第3項の追加

追加内容

第1項第2号について、旅館業法の省令に基づき、旅券の写しを当ホテルにて保管させていただきます。

#### 第16条第2項

現行	宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合にお
	いて、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとします。所有者の指
	示がない場合又は所有者が判明しないときは、現金または当ホテルが貴重品と判断した物品については、
	一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。その他の物品については、三ヶ月経過後処分いたし
	ます。ただし、飲食物・たばこ・雑誌および当ホテルが衛生管理上の事由で保管が困難と判断した物品等
	は即日処分します。
変更後	宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合にお

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、現金または当ホテルが貴重品と判断した物品については、一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。その他の物品については、一定期間経過後処分いたします。ただし、飲食物・たばこ・雑誌および当ホテルが衛生管理上の事由で保管が困難と判断した物品等は即日処分します。

## 別表 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係)の内容変更 〔変更後〕

宿泊客が 支払うべき	内訳			
旧伯春が 文仏 バマ	宿泊料金	室料(または室料+朝食料金)		
総額	税金	消費稅		
		東京都宿泊税		

(注)基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

### 別表 2 違約金 (第6条第2項関係)の内容変更

#### 〔変更後〕

契約解除の通知を受けた日						
契約申し込み人数		不泊	当日	前日	2日前	9日前
一般	<u>10名まで</u>	100%	100%	50%		
団体	11名~99名まで	100%	100%	80%		20%
	100名以上	100%	100%	80%	<u>50%</u>	20%

- (注)1.%は、別表第1に定める宿泊料金等に対する違約金の比率です。
  - 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の 違約金を収受します。